

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書（第6号様式別表14）記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいいます。）の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に併せて提出してください。
- (2) 「※処理事項」欄は記載する必要はありません。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。
2「所得割の課税標準」又は「収入割の課税標準」の各欄	各申告書の法人の事業税の所得割又は収入割の「課税標準」の各欄の額をそれぞれ記載します。
3「税率」の各欄	法人の事業税の標準税率を記載します。

特別法人事業税及び地方法人特別税の課税標準となる基準法人所得割額及び基準法人収入割額の計算に使用する標準税率は、次のとおりです。

◎資本金1億円超の普通法人（外形標準課税対象法人）

区分	標準税率			
	H26.10.1から H27.3.31までに 開始した事業年度	H27.4.1から H28.3.31までに 開始した事業年度	H28.4.1から R1.9.30までに 開始した事業年度	R1.10.1以後に 開始する事業年度
年400万円以下の金額	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%
年400万円を超え年800万円以下の金額	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%
年800万円を超える金額	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
軽減税率不適用法人の金額	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%

◎資本金1億円以下の普通法人等

区分	標準税率	
	H26.10.1から R1.9.30までに開始した事業年度	R1.10.1以後に開始する事業年度
年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
年400万円を超え年800万円以下の金額	5.1%	5.3%
年800万円を超える金額	6.7%	7.0%
軽減税率不適用法人の金額	6.7%	7.0%

◎特別法人

区分	標準税率	
	H26.10.1から R1.9.30までに開始した事業年度	R1.10.1以後に開始する事業年度
年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
年400万円を超える金額	4.6%	4.9%
軽減税率不適用法人の金額	4.6%	4.9%

◎収入金課税法人（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業を行う法人）

区分	標準税率	
	H26.10.1から R1.9.30までに開始した事業年度	R1.10.1以後に開始する事業年度
収入金額	0.9%	1.0%

◎収入金課税法人（法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人）

区分	標準税率
	R2.4.1以後に開始する事業年度
収入金額	0.75%

※ 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。